平成２６年（フ）第５８７号
栃木県那須塩原市埼玉350番地15
債務者　遠藤　秀行
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５号
静岡市清水区横砂中町27番23号
債務者　嶋田　良信
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月23日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林621番地７　レインボーハイツＢ―201号、従前の住所栃木県小山市城東２丁目12番33号　前田コーポ106号
債務者　立川健二郎
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２４９号
静岡県富士市松本127番地の５
債務者　佐藤　敏昌
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１９９号
北海道石狩市花川南８条２丁目153番地
破産者　新札幌建設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１号
岩手県滝沢市巣子95番地２
破産者　有限会社エイビック
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２０号
山形県寒河江市東新山町260番地の５　メゾン・ＡＴＣ　Ｂ棟303、前住所山形県寒河江市みずき２丁目２番地の４
破産者　佐藤　裕彦（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８００号
名古屋市中川区中野新町１丁目７番地
破産者　株式会社シティーワーク
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３５号
名古屋市千種区千種１丁目17番８号
破産者　株式会社丸竹
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９１号
大阪市淀川区十三本町２丁目15番９号
破産者　日水設備工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５０５号
大阪市福島区海老江６丁目３番８号
破産者　協成工業株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９５号
大阪市東淀川区北江口４丁目２番19号
破産者　有限会社上野工業
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９０号
最後の住所大阪市西成区津守３丁目５―18　津守病院内、住民票上の住所大阪市西成区鶴見橋３丁目６番１号
破産者　被相続人亡岡本光代相続財産
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４６号
大阪府枚方市東香里３丁目29番26号、商業登記簿上の本店所在地大阪市浪速区桜川４丁目４番12号
破産者　大門運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２２６号
大阪市西区靱本町２丁目６番11号
破産者　典世商事株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６１号
北九州市八幡西区上上津役５丁目31番21号
破産者　幸成電設株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４５号
愛知県犬山市松本町１丁目８番地
破産者　カヤマ穀粉有限会社
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１１２号
三重県桑名市野田１丁目11番地12、前住所三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地300番地
破産者　寺山　昌利
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係